明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務二七）　一
〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件の一部を改正する件（総務四五八、四五九）　一
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四六三）　二
○除籍の一部が滅失した件（同四六四）
○日本国に帰化を許可する件（同四六五）
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一五八）
○平成二十六年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件（同一五九）　三
○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（厚生労働三七五）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産三〇四四）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通一二〇五）　六
○自動車の型式を指定した件（同一二〇六～一二二九）
○自動車の型式についての指定を取り消した件（同一二三〇～一二三三）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局一一一）　九
○都市計画に関する件（北海道開発局一四二）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
宮内庁　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
公聴会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（経済産業省、北海道経済産業局、関東同）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、特定保険募集人の所在の確知等関係　三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　六
会社その他　三

省　令

○法務省令第二十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第八号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十六日

法務大臣　谷垣　禎一

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「福　岡　北九州」を「福　岡　佐　賀」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年十二月二十日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百五十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第四百六号（特定国外派遣組織を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十六日

総務大臣　新藤　義孝

第一号中「南スーダン現地支援調整所本部及び南スーダン派遣施設隊」を「南スーダン派遣施設隊（対外調整班ウガンダ組を除く。）及び南スーダン派遣警務班」に改め、第三号中「三百五十人」を「四百人」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第四百五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第四百七号（特定国外派遣組織を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十六日

総務大臣　新藤　義孝